

平成26年5月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ネ)第6375号 債務不存在確認請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成25年(ワ)第9666号)

口頭弁論終結日 平成26年3月6日

判 決

愛知県豊田市貝津町床立101 中京大学工学部情報工学科

控 訴 人 中部アカデミックネットワーク

同 代 表 者 鈴 木 常 彦

同訴訟代理人弁護士 木 村 姉 守 絵

東京都千代田区内神田三丁目6番2号

被 控 訴 人

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

同代表者代表理事 後 藤 滋 樹

同訴訟代理人弁護士 永 野 剛 志

同 千 葉 克 彦

同 木 田 翔 一 郎

主 文

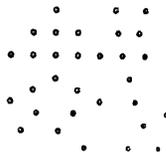
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 控訴人の被控訴人に対する平成17年3月22日付けAS番号割当契約に基づく維持料支払債務が存在しないことを確認する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。



2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

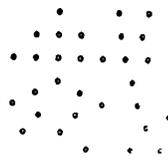
1 本件は、産学連携地域ネットワークの構築を目指すことを目的として設立された権利能力なき社団である控訴人が、わが国においてA S 番号（インターネット内に存する自律したネットワークに対し、その識別・管理のため与えられる番号）の発行・管理を行っている唯一の機関である被控訴人との間でA S 番号割当契約を締結していたところ、従来は無料であったにもかかわらず、被控訴人において規約変更を行って維持料の支払債務を定めたことは、一方的な契約内容の変更であり無効であると主張して、被控訴人に対し、維持料の支払債務が存在しないことの確認を求めている事案である。

原審は、控訴人は被控訴人が定めた「A S 番号割り当て規約」を遵守することを約してA S 番号割当契約を締結しているところ、同規約ではその内容を変更し、又は新たに定めることができると規定され、被控訴人はその総会決議においてA S 番号の年間維持料の負担を決議して同規約を変更したこと、その変更の手續や内容について相当性や必要性が認められるとし、同規約の変更によって控訴人にA S 番号の年間維持料を負担させることが許されないとはいえないと判断して、控訴人の請求を棄却したため、これを不服とする控訴人が前記裁判を求めて控訴したものである。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する（以下、原判決を引用する場合には、「原告」を「控訴人」と、「被告」を「被控訴人」と、それぞれ読み替える。）。

（原判決の補正）

(1) 原判決8頁1行目の「権利義務状態である。」の次に「そして、本件契約は、継続的契約ではなく、むしろ売買契約に類似した一回的契約であると



ころ。」を加える。

(2) 原判決 8 頁 5 行目末尾に次のとおり加える。

「また、本件規約第 10 条は、消費者契約法 10 条により無効である。」

(3) 原判決 8 頁 13 行目末尾に次のとおり加える。

「また、そもそも変更前の本件規約は、AS 番号の使用方法に関するルールを定めたものにすぎず、本件契約の条件や対価を定めたものではないから、これを変更して対価（維持料）の支払が必要であることを定めることはできない。」

(4) 原判決 8 頁 25 行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

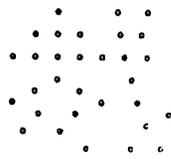
「また、被控訴人によって割当済みの AS 番号は 783 件であるところ、これに 1 件当たり年間 5 万 2500 円の維持料を乗ずると、被控訴人は、4110 万 7500 円という巨額な費用を収受することになるが、これは暴利である。」

(5) 原判決 12 頁 7 行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(4) その他、控訴人は、消費者契約法 10 条の適用を主張するが、そもそも控訴人は消費者に当たらず、主張自体失当である。また、変更前の本件規約は、「AS 番号の使用に関する一切の事項」（前文）について定めるものであり、単に AS 番号の使用方法に関するルールを定めるだけではない。そして、被控訴人が維持料を徴収する対象となる AS 番号は、平成 24 年度において 58 件であって、単純に割当済みの 783 件全てが維持料の徴収対象となるものではなく、これは、既に被割当者が IP アドレス管理指定事業者として IP アドレスの割振りを受けている場合に AS 番号維持料の支払を免除しているからであり、被控訴人の事業や予算に照らしても、その内容は適正なものである。」

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないものと判断するが、その理由は、



原判決を次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」第3（原判決15頁24行目冒頭から同頁25行目末尾までを除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決12頁26行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

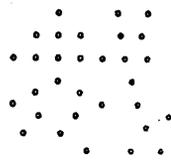
「そして、控訴人は、本件契約が売買契約に類似した一回的契約であるなどと主張するのであるが、本件契約は、契約終了時にAS番号の返却を予定している継続的契約であって、契約が継続する間、控訴人は割り当てられたAS番号を独占的に使用する権利を得る一方で、被控訴人は、これを維持・管理する義務を負うところ、殊に日進月歩というべき感のある情報技術関連の継続的契約関係において、状況の変化に応じた合理的な契約内容の変更は社会通念上も予測し得るところであり、当事者においても受忍すべきものというべきであるから、一方当事者、本件においては被控訴人において契約の内容を変更する権利があることを本件契約で定めたとしても、そのこと自体を無効ということとはできない。

また、控訴人は、変更前の本件規約はAS番号の使用方法に関するルールを定めたものにすぎず、本件契約の条件や対価を定めたものではないから、これを変更して対価（維持料）の支払が必要であることを定めることはできないと主張するが、変更前の本件規約は、AS番号の使用に関する「一切の事項」について適用されると規定されており（前文）、また、当該規約は、

「この規約本文のほか」被控訴人が別に定める技術文書群その他の利用条件の告知等をもって構成されると規定される（2条）など、AS番号の使用方法に関するルールに限らず、包括的な規定となっているから（乙1）、控訴人の上記の主張は採用することができない。」

(2) 原判決14頁2行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、このように従来は課金されていなかった歴史的PIアドレスやAS



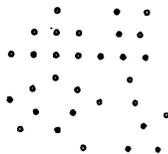
番号の維持料の負担が検討されるに至ったのは、それまでIPアドレスの維持料を支払って被控訴人の事業を支えてきた利用者（主にIPアドレス管理指定事業者）から、上記のAS番号等についても維持料を徴収して公平な費用負担を求める強い要望が継続的に出されていたからであり（乙8）、実際、本件規約の変更後では、AS番号の維持料等が導入された反面、IPアドレスの維持料が軽減されている（甲11、12）。」

(3) 原判決14頁5行目の「同様である」の次に「(乙7)」を加える。

(4) 原判決14頁8行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、控訴人は、被控訴人によって割当済みのAS番号は783件であるところ、これに1件当たり年間5万2500円の維持料を乗ずると、4110万7500円という巨額な費用を被控訴人が収受することになると主張するが、上記783件のうちAS番号の維持料を徴収するのは58件のみであり、その余の件については、IPアドレス管理事業者等がIPアドレスの維持料等を支払うなどしているため、これと重ねてAS番号独自の課金をしないこととしているのであるから（乙2）、控訴人の上記の主張はその前提を欠くものというべきである。

これに対し、控訴人は、上記のとおりであるとしても、AS番号の維持料を徴収しない者がいるのは公平に反するとも主張するが、そもそも本件規約を変更した趣旨は、それまで主にIPアドレス管理事業者が費用を負担して被控訴人の人件費、管理費その他の経費（コンピュータシステム、データベース等の維持、管理、保守費用等を含む。）を賄っていながら、いわばそれにフリーライドして全くランニングコストを負担せずに被控訴人の役務の提供を受けている者からも維持料を徴収することにより、全体の費用負担の公平性を確保しようとするところにあり、しかも、AS番号の維持料は、IPアドレスに係る維持料と比較してその最低料金に合わせていること（甲12）などにも照らすと、控訴人の上記の主張は採用することができない。な



お、APNICにおいても、IPアドレス（IPv4又はIPv6）を保有しない会員はアソシエイト会員（分配を受けたAS番号や実験的な用途のIPアドレスを保有することができる。）とされ、年間675オーストラリアドル（現在においておおむね6万円を超える額）の年会費を徴収するものとしており、IPアドレスに係る費用を既に負担している者から重ねてこれを徴収することは規定されていない（乙7）。」

(5) 原判決15頁14行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、被控訴人の平成23年度の予算では、IP事業収入が2億7571万円、IP事業支出が2億2477万円であるが、管理費支出が1億0917万円で、事業活動収支差額及び投資活動収支差額はいずれも赤字であり、予備費の項目の繰越金1億5420万円は5248万円に縮小しており、同じく平成24年度の予算では、IP事業収入が3億5254万円で、IP事業支出が2億4473万円であるが、管理費支出が1億0165万円で、事業活動収支差額は黒字に転じているものの、投資活動収支差額は赤字で、予備費の項目の繰越金5248万円は5019万円に縮小しているところ（甲15）、このような状況に照らしても、変更後の本件規約に係る年間維持料が高額に過ぎると認めることはできない。」

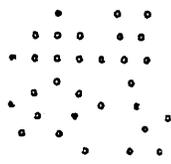
(6) 原判決15頁20行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、控訴人は、変更前の本件規約10条が消費者契約法10条に反して無効であるとも主張するが、その適用対象となる「消費者」とは、「個人」を指すのであるから（同法2条1項）、控訴人は同法でいう消費者に当たらず、その主張は失当である。」

2 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

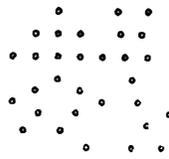
東京高等裁判所第14民事部



裁判長裁判官 須 藤 典 明

裁判官 小 川 浩

裁判官 島 村 典 男



これは正本である。

平成26年5月15日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 町 田

